

宗像市語学指導員（ALT）業務委託業者選考委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 宗像市立小学校・中学校における語学指導員(ALT)業務委託を実施するにあたり、受託業者決定のための調査審議を厳正かつ公平に行うため、宗像市語学指導員(ALT)業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査審議し、業者決定資料として市長に提出する。

- (1) 「提案書等」に基づき申請業者の適合性を調査審議する。
- (2) その他必要な事項について調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は次に掲げる職にあるものをこれに充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 理事兼主幹指導主事
- (3) 中学校長代表
- (4) 小学校長代表
- (5) 中学校外国語担当教員代表
- (6) 小学校外国語教育推進教員代表
- (7) 外国語教育担当指導主事

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は理事兼主幹指導主事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集及び表決）

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

附則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

この要項は、平成21年12月25日から施行する。

この要項は、平成22年12月10日から施行する。

【改正理由】

選考委員変更等による要綱の一部改正。

宗像市語学指導員（ALT）業務委託業者選考委員会設置要綱新旧対象表

改正	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査審議し、業者決定資料として市長に提出する。</p> <p>(1) 「提案書等」に基づき申請業者の適合性を調査審議する。</p> <p>(2) その他必要な事項について調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にあるものをこれに充てる。</p> <p>(1) <u>教育部長</u></p> <p>(2) <u>理事兼主管指導主事</u></p> <p>(3) 中学校長代表</p> <p>(4) 小学校長代表</p> <p>(5) 中学校外国語担当教員代表</p> <p>(6) 小学校外国語教育推進教員代表</p> <p>(7) <u>外国語教育担当指導主事</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。</p> <p>2 委員長は、<u>教育部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は<u>理事兼主幹指導主事</u>をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会の会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査審議し、業者決定資料として市長に提出する。</p> <p>(1) <u>別紙</u>「提案書等」に基づき申請業者の適合性を調査審議する。</p> <p>(2) その他必要な事項について調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にあるものをこれに充てる。</p> <p>(1) <u>教育長</u></p> <p>(2) <u>教育部長</u></p> <p>(3) 中学校長代表</p> <p>(4) 小学校長代表</p> <p>(5) <u>学校教育課長</u></p> <p>(6) 中学校外国語担当教員代表</p> <p>(7) 小学校外国語教育推進教員代表</p> <p>(8) <u>理事兼主幹指導主事</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。</p> <p>2 委員長は、<u>教育長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は<u>教育部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会の会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>